

③ 地下道を始めとする犯罪発生の危険性の高い道路には防犯カメラや緊急通報装置等(注2)を設置すること。

(注2) 「緊急通報装置等」とは、緊急時において通報者が通報ボタンを押すことにより赤色灯、非常ベルが作動する装置や警察官と音声による通話ができる装置をいう。

地下道等は周囲からの見通しが悪く、出入口が限られているため、犯罪企図者が犯罪を行いやすい場所となることから、犯罪発生時に速やかに警察官に通報できる装置を設置することは、犯罪抑止効果が期待できる。



通報装置が設置された地下道



防犯カメラ、通報装置、死角をなくすミラーが設置された地下道

④ 道路照明灯等(防犯灯を含む。)を設置する場合は、歩道部分を含め人の行動を視認できる程度以上の照度(注3)を確保すること。

犯罪企図者にとって「犯行を目撃され、通報されるとの不安感」は、犯行を断念させる要因となることから、夜間の照度を確保することは、環境による犯罪抑止効果が期待できる。

道路照明灯等に限らず、家庭の門灯や広告用の照明なども、照度を確保する上で有効であり、犯罪抑止効果が期待できることから、地域が一丸となって取り組むことが大切となる。

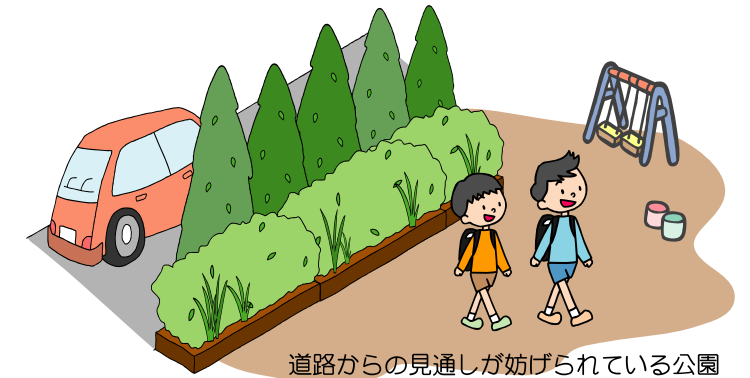
(注3) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ)がおおむね3ルクス以上)をいう。(平成12.2.24 警察庁丙生企発47号 安全・安心まちづくり推進要綱から)

2 公園

公園における犯罪を防止するため、次のような構造、設備等に配慮するように努めるものとする。

① 公園内に植栽をする場合は、見通しに配慮した樹木の種類の選定及び配置とするとともに、下枝等の剪定により見通しを確保すること。

植栽については、設計の段階から通行人や周辺住民からの見通しに配慮して配置を検討するとともに、樹木の種類を選定する場合は、視線より低い種類の樹木を選ぶようにし、高木を選ぶ場合は、出来るだけ見通しを確保するように下枝等の剪定を行うことが重要となる。



道路からの見通しが妨げられている公園

② 遊具を設置する場合は見通しを確保すること。

子どもたちを犯罪から守る上で、子どもの遊び場における見通しには十分配慮することが重要となる。また、遊具そのものが死角の原因とならないように配慮することも重要である。



見通しが確保された位置に遊具が配置された公園



公園での犯罪を防止するためには、保護者と地域住民等の協力が不可欠である。

③ 公園内に緊急通報装置等を設置すること。

④ 夜間において公園灯等により、園路での人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。

照明設備を整備するだけでなく、状況に応じて明かりを妨げている樹木の剪定や植栽、遊具等の移設も検討することが必要となる。